

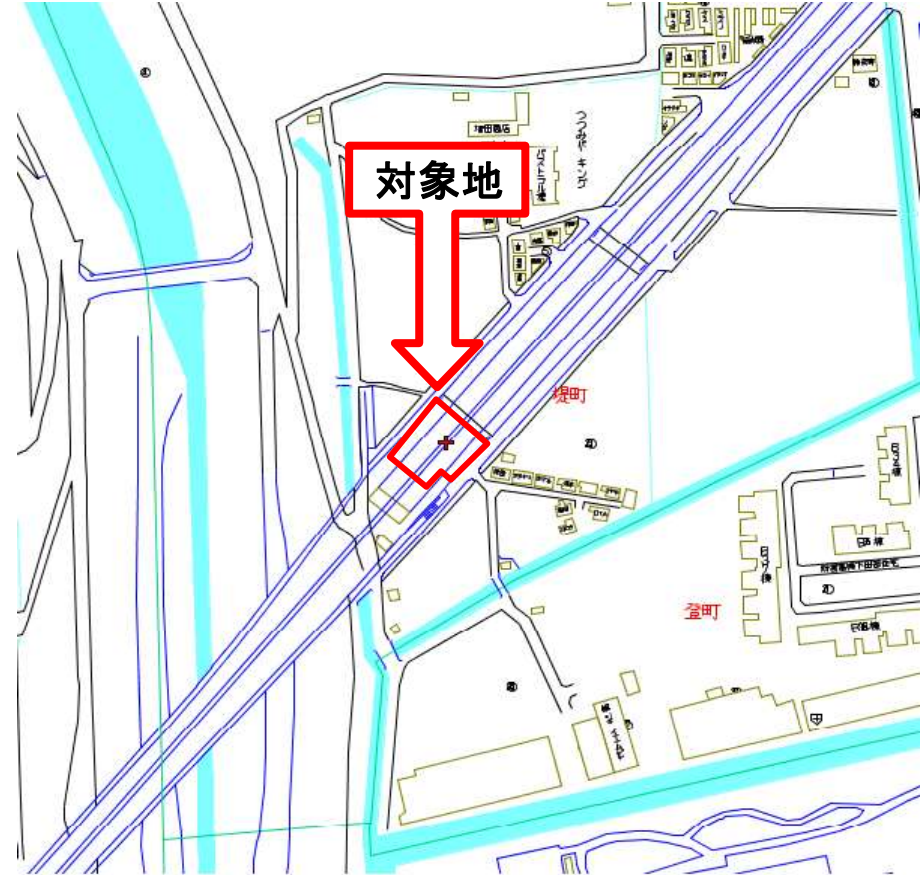
物 件 明 細

物件番号	所在地 (路線名)	高槻市堤町334番2外4筆の一部 (主要地方道大阪高槻京都線 芝生大橋下)	交通 機関	阪急京都本線 富田駅 南東約2500m	最低 占用料 (年額)	588,880円/年	占用期間	5年	
1									
面積	占用許可対象面積 673 m ²			特記事項 1 平面駐車場(コインパーキングを含む)等平面利用を想定しています。 2 対象地への車両等の出入り口については、茨木土木事務所及び高槻警察署と協議し、許可を得てください。なお、撤去、形状変更及び整備に要する費用は、全て占用者の負担となります。 (お問い合わせ先) 大阪府茨木土木事務所管理課 電話:072-627-1121(代) 大阪府高槻警察署交通課 電話:072-672-1234(代)					
接面道路 の状況	北側:府道・幅員約 6.2m(一方通行) 南側:府道・幅員約 6.2m(一方通行)								
法令に 基づく 制限	都 市 計画法	市街化区域							
		用途地域	準工業地域						
		地域地区	-						
	建ぺい率	60%	容積率	200%					
その他 の 法令等	・道路法(主要地方道大阪高槻京都線区域内) ・建築基準法 ・消防法								
その他条件									
供給 処理 施設 の 状況	区分	配管等の状況		照会先及び電話番号					
	公営水道	(北側本管)	(引込管)	高槻市水道部 072-674-7952					
		有	無						
	電気	(配電線)	(引込線)	関西電力(株)大阪北支社高槻営業所 0800-777-8018					
		有	無						
	都市ガス	(本管)	(引込管)	大阪ガス(株)マップメンテセンター 06-6202-2141					
無		無							
公共下水道	(本管)	(引込管)	高槻市都市創造部下水河川事業課 072-674-7442						
	有	無							
3 開発行為及び建築行為の際は、下記窓口にお問い合わせ下さい。 (お問い合わせ先) 高槻市都市創造部審査指導課 電話:072-674-7567 4 雨水や汚水の排水が生じる場合は、道路及び既設集水桝等へは、流さないでください。 排水等の処理については、高槻市と協議してください。 (お問い合わせ先) 高槻市都市創造部下水河川事業課 電話:072-674-7442 5 占用許可期間は、許可日から平成33年3月31日までとします。 6 土地利用に関して隣接土地所有者や近隣住民及び関係機関との調整は、全て占用者において行ってください。									
								次頁に続く。	

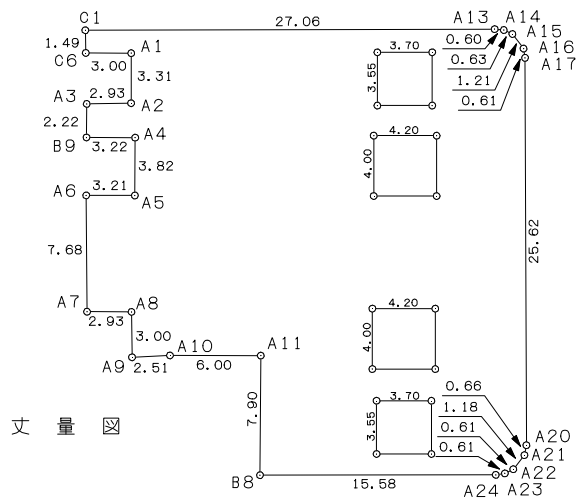
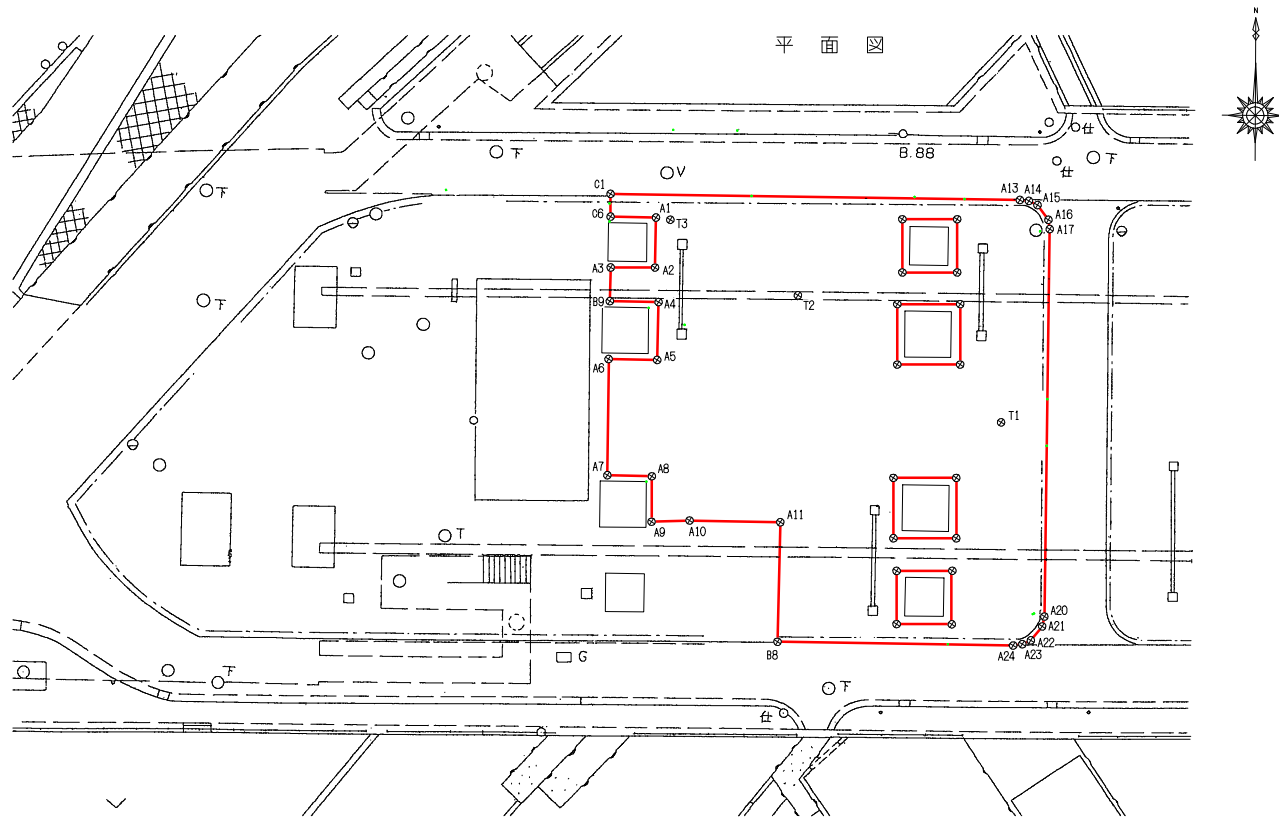
特記事項

- 7 対象地外の府所有地(ネットフェンスの周辺など)についても、対象地と同様に良好な管理を行ってください。
- 8 対象地はアスファルト舗装地です。舗装、ネットフェンス、排水設備及びその他の施設、工作物の設置・撤去、形状変更及び整備については、茨木土木事務所と協議し、または許可を得てください。ただし、対象地の周囲にある信号機及び道路標識の移設又は撤去はできません。
(お問い合わせ先)
大阪府茨木土木事務所管理課 電話:072-627-1121(代)
- 9 対象地内には橋脚及び道路排水管があり、車両等の衝突により橋脚及び排水管に損傷が生じないよう、バリカー等で防護してください。
既存のバリカー等で防護されている場合は、それを利用してください。
- 10 対象地の実地調査等を行うため、大阪府職員又は大阪府の受注業者が対象地に立ち入ることがあります。上記の者による実地調査等で、対象地にある施設が支障になる場合は、施設の撤去又は移動をお願いします。
なお、撤去又は移動等に必要な費用等については、占有者の負担となります。
- 11 高架道路の本線と側道の間には隙間があり、降雨時に天井から水滴が落ちることがあります。
- 12 貸付地の上にある高架橋及び橋脚付近にハトなどの野鳥が飛来し、これらの糞が貸付地に落下しておりますので、予めご承知おきください。
- 13 貸付地の地表から天井(高架橋)までの高さは約10mです
- 14 電気の引き込みについては、近隣の電柱まで引き込めるように電柱等を設置する必要がありますので、茨木土木事務所及び関西電力(株)と協議してください。
電気の引き込みに伴う協議及び費用等の一切の件については、全て占有者において行ってください。
なお、本府道(歩道を含む)上には、電柱等を設置することはできません。
(お問い合わせ先)
大阪府茨木土木事務所管理課 電話:072-627-1121(代)
関西電力(株)大阪北支社高槻営業所 電話:0800-777-8018
- 15 対象地西側の橋脚と橋脚の間部分に不法投棄や違法駐車される事が無い、ように適正に管理すると共に安全対策を講じること。
- 16 対象地付近の電柱及び電線等の移設又は撤去はできません。又、対象地内に有る照明灯も移設又は撤去はできません。

(1)位置図 (物件番号:第1号)



(2) 平面図 (物件番号: 第1号)



求積表

測点	X	Y
A11	108.882	86.659
A10	114.034	83.575
A9	116.119	82.177
A8	117.697	84.733
A7	120.225	83.233
A6	124.231	89.794
A5	121.474	91.446
A4	123.423	94.737
B9	126.190	93.088
A3	127.322	94.999
A2	124.828	96.550
A1	126.531	99.391
C6	129.111	97.855
C1	129.906	99.125
A13	106.742	113.129
A14	106.199	113.391
A15	105.572	113.455
A16	104.444	113.012
A17	104.045	112.539
A20	90.770	90.621
A21	90.546	89.991
A22	90.696	88.814
A23	91.035	88.296
A24	91.503	87.902
B8	104.853	79.854
倍積	1463.931969	
面積	731.9659845	地積 731.96 m ²

控除面積 (橋脚) 3.70×3.55×2箇所 = 26.27m²

4.20×4.00×2箇所 = 33.60m²

計 59.87m²

使用許可対象面積 731.96 - 59.87 = 672.09m²

図面名	貸付平面図兼丈量図
作成年月日	平成27年12月18日
縮尺	S = 1 : 500
事業者名	大阪府